

基山町農業委員会会議録

平成27年12月 1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 加藤 浩彰

審 議 事 項

第24号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第25号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第26号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	11件
第27号議案	基山町農業委員会会長交際費の支出基準に関する要綱の一部改正	1件
第28号議案	基山町農業委員会会長交際費の公表に関する要綱の一部改正	1件
第29号議案	基山町農業委員会事務専決規程の一部改正	1件
第30号議案	基山町農業委員会規程の全部改正	1件
第31号議案	基山町農業委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正	1件
報告第11号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第12号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	非農地証明願	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 00分

平成27年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

ただいまから、平成27年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。

第24号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。第24号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第24号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人による要望となっています。今後は農業用水路として届出が予定されています。

3条の要件でございますが、

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況につきましても問題ないことから、効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人のほか、奥様が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が21,851㎡となり、下限面積である5反要件も満たしております。

なお、農地法第3条第2項第7号関係については、譲渡人の農地は、譲受人の自宅から徒歩5分の距離にあり、申請地は現在、水田として利用されており、今後も、水田として利用されます。農薬の使用方法についても地域の防除基準に従われ、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

申請地は、役場南側の圃場となります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、1番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

5番委員

現在転用にて、瀧光徳寺駐車場の横に家屋が建築されていると思うが、5畝くらい農地が残っていると思います。そこに水を流すために水路が必要と言われてありました。

耕作に関しては問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第24号議案1番につきましては、許可したいと思いますが、許可に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

第24号議案1番は、全会一致で許可します。

次に、第25号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。第25号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第25号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人の要望による所有権移転にて、調整区域内の農用地に交流広場を設けるために転用するものです。譲受人の施設は、人数が多く交流広場などの場所が十分ではなく今まで模索を続けてありましたが、今回、車の通行の影響も受けずかつ施設の中間に位置し、交流広場として適している場所が見つかったということで申請に至っております。

申請地は、正蓮寺の東側になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、1番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

事務局から説明があったように、以前から交流の場所を探してあった。現況は荒地となっておりますが、特に問題はございません。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第25号議案1番につきましては、許可したいと思いますが、許可に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

第25号議案1番は、全会一致で許可します。

次に、第26号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので、計画の決定を求めます。第26号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

1番につきましては、借手が委員さん本人ですので、一時退席をお願いします。

第26号議案1番朗読

1番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は3年です。設定の事由については、貸手側の兼業による経営縮小のためとなっております。場所は、基山共乾の南側の圃場になります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、1番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

13番委員

地元農業委員さんの引き受けでございます。特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長

第26号議案1番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第26号議案1番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第26号議案1番は、全会一致で計画決定します。

(退席委員の解除)

次に、第26号議案2番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第26号議案2番朗読

2番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は5年となっております。設定の事由については、高齢化による貸手方の要望となっております。場所は、6区公民館の北西側の圃場になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、2番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

8番委員

特に問題ありません。

議 長

第26号議案2番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第26号議案2番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第26号議案2番は、全会一致で計画決定します。

次に、第26号議案3番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第26号議案3番朗読

3番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は5年となっています。設定の事由については、兼業による経営縮小のため貸手方の要望となっております。この件については、10月の第20号議案1番と11月の第22号議案1番で上程した分となります。場所は、タングステン南側及び寿楽園東側の圃場となります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、3番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

1番委員

以前、3条所有権移転の議案があがっていた分です。その当てもきちんと話しをしているので、問題はないと思います。

議 長

第26号議案3番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第26号議案3番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第26号議案3番は、全会一致で計画決定します。

次に、第26号議案4番を上程いたしますが、5番についても設定を受ける者が同じですので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第26号議案4番・5番朗読

4番につきましては、賃貸借権の新規設定で、期間は5年、賃借料は1筆当たり2万円となっています。設定の事由については、貸手方の兼業による経営縮小となっております。場所は、消防署の基山分署の西側の圃場になります。

5番につきましても、賃貸借権の新規設定で、期間は5年、賃借料は1筆当たり10万円となっています。設定の事由については、貸手側の高齢化による労力不足となっております。なお、4番・5番ともに設定を受ける者は、新規就農の方となります。この農地については、以前平山さんが耕作されていたところですが、平山さんも高齢で規模を少しずつ縮小したいという意向から今回新規就農者の方へ設定をされることになりました。後で出てまいります報告第12号に関連しております。場所は、ドラッグストアもりの南側の圃場です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、4番・5番について、何かご意見はありますか。地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

特に問題ありません。

11番委員

新規就農の方ですが、この方はすでに平山さんのハウスで耕作されてあります。今回、平山さんが借りてあった一部を解約し、新規の方が借りられるということです。よろしくをお願いします。

議 長

第26号議案4番・5番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第26号議案4番・5番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛

成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第26号議案4番・5番は、全会一致で計画決定します。

次に、第26号議案6番から11番まではすべて再設定となりますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第26号議案6番から11番までは再設定のため朗読を省略させていただきます。

6番については、使用貸借権の再設定です。期間は10年となっています。設定の事由は、引き続き経営移譲年金を受給するためとなっています。場所は、コメリとマックスバリューの道を挟んだ前になります。

7番については、使用貸借権の再設定です。期間は5年となっています。場所は、いこいの家の北側の圃場です。

8番については、貸借権の再設定です。期間は3年で10a当たり30kgとなっています。場所は、福祉交流館の南側の圃場です。

9番については、使用貸借権の再設定です。期間は5年となっています。場所は、城戸インターの北西側の圃場です。

10番については、貸借権の再設定です。期間は1年で10a当たり3千円となっています。場所は、きやまガスの南の圃場です。

11番については、使用貸借権の再設定です。期間は3年となっています。場所は、東洋製罐建物の南側になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、6番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

11番委員

特に問題ありません。

議 長

7番につきまして、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

5番委員

特に問題ありません。

議 長

8番につきまして、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

特に問題ありません。

議 長

9番につきまして、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

8番委員

特に問題ありません。

議 長

10番につきまして、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

特に問題ありません。

議 長

11番につきまして、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

7番委員

特に問題ありません。

議 長

第26号議案6番から11番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第26号議案6番から11番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第26号議案6番から11番は、全会一致で計画決定します。

次に、要綱関係の全部及び一部改正の議案となりますので、第27号議案から31号議案まで一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第27号議案朗読

改正する内容は次のページの新旧対照表になりますが、平成20年告示第92号を平成14年告示第12号に変更します。

提案理由は、基山町例規集の根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等に伴い、基山町農業委員会会長交際費の支出基準に関する要綱を改正する必要があるためです。

第28号議案朗読

改正する内容は次のページの新旧対照表になりますが、平成20年告示第91号を平成14年告示第11号に変更します。

提案理由は、基山町例規集の根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等に伴い、基山町農業委員会会長交際費の支出基準に関する要綱を改正する必要があるためです。

第29号議案朗読

改正する内容は次のページの新旧対照表になりますが、専決事項の1 農地法の第4条第1項第5号と第5条第1項第3号を、第4条第1項第7号と第5条第1項第6号に変更します。

提案理由は、基山町例規集の根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等に伴い、基山町農業委員会事務専決規程を改正する必要があるためです。

第30号議案朗読

改正する内容は次のページの新旧対照表になりますが、第2条第2項「会長が欠けるに至った」を「至った」に、選挙はその欠けるに至った」を「至った」に。

第3条「事故があつた」を「事故があった」に。

第5条「けいもう」ひらがなを「啓もう」の常用漢字に。「事務処理並びに職員の服務については町の例による」を「事務処理及び職員の服務」に。

第7条「並びに」を「及び」に、「については町の例による」を「については、町の例による」にそれぞれ変更いたします。

提案理由は、基山町例規集の根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等に伴い、基山町農業委員会規程を改正する必要があるためです。

第31号議案朗読

改正する内容は次のページの新旧対照表になりますが、「基山町が保有する個人情報の保護等に関する規則」を「基山町長が保有する個人情報の保護等に関する規則」に変更いたします。

提案理由は、基山町例規集の根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等に伴い、基山町農業委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則を改正する必要があるためです。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、第27号議案から第31号議案について、何か意見や質問はありませんか。

議 長

無いようですので第27号議案から第31号議案については、承認したいと思います
が、承認に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案から第31号議案は、全会一致で承認します。

次に、報告第11号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。報告第11号1番を事務局から説明をお願いします。

報告第11号1番朗読

この件につきましては、譲渡人の意向もあり所有権移転により、譲受人が市街化農地に宅地分譲として転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。地元農業委員も確認をされ、市街化区域内の案件で会長専決となりますので、平成27年11月20日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、コメリとマックスバリュの道を挟んだ前になります。

議 長

それでは、この件につきまして、皆さんから何か意見はありませんか。
地元委員さんから何か補足などありませんか。

1 3 番委員

当該転用農地の箇所は区域外で、地元農業委員さんがおられませんので、私が現地を確認いたしました。転用しようとする農地は荒地で耕作できる状況ではありません。今回、戸建て住宅を建築されるということです。

議 長

他に何か意見はありませんか。ないようですので、報告第11号1番の報告を終了します。

次に、報告第12号農地法第18条の規定による届出があったので、受理したことを報告します。報告第12号1番を事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、第26号議案5番にて、先ほど計画決定をいただきました案件でございます。対象農地は、賃貸借権の設定がなされておりましたため、委員会に報告の必要があり、今回報告としてあげております。

内容については、第26号議案で説明したとおりであり、経営縮小に伴う新規就農者への貸付替えとなっております。場所は、ドラッグストアもりの南側の圃場です。

議 長

それでは、この件につきまして、皆さんから何か意見はありませんか。
地元委員さんから何か補足などありませんか。

1 1 番委員

先ほど議案としてあがっていたところです。よろしくをお願いします。

議 長

他に何か意見はありませんか。ないようですので、報告第12号1番の報告を終了します。次に、その他(1)非農地証明願があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

対象の農地につきましては、現在原野のような荒地となっております。正確な年月日は不詳ですが、国土地理院の写真などや本人からの聞き取りにより、20年以上前からすでに耕作をしていないことが確認できております。今後も耕作をすることがないことから、今回非農地証明願いが提出をされております。

なお、非農地証明発出には、農業委員3名以上での現地確認が必要であります。地元委員として1番及び2番委員さん立ち会いをお願いし、事務局を含め現地確認を行っております。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、その他（1）について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

1番・4番委員

委員2名で現地を確認しました。当該農地は、山林のようになっており、耕作できる状況ではありません。事務局から説明がありましたが、20年以上耕作をされていないようなので、認定については特に異議ありません。

議 長

その他（1）につきまして、他に意見はありませんか。無いようですのでその他（1）につきましては、認定したいと思います。認定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（1）については、全会一致で認定します。

これですべての審議が終了いたしました。

これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。

平成27年12月1日

署名人

議 長

委 員

委 員